

神戸市立工業高等専門学校ネーミングライツパートナー募集要項

神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「神戸市立工業高等専門学校ネーミングライツに関する規程」（2025年4月1日規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、本校の所有する施設のネーミングライツパートナーとなるために本校と契約することを希望する事業者等（法人、法人以外の団体、若しくは法人等により構成された団体又は個人事業主）を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

神戸市立工業高等専門学校 4年生普通教室 ※S4（都市工学科4年）教室は除く

※ 愛称等の表示にかかるサイン等の設置可能場所については、要項別紙1をご参照ください。

※ 教室ごとに公募します。複数教室をお申込みいただくことも可能ですが、4年生教室については、契約可能施設は1企業につき1施設（1教室）までとさせていただきます。

No.	現在の学科(学科略称)と学年 (2029年3月31日まで)	2029年4月1日以降の学科と学年 (優先交渉権付与対象施設)
1	機械工学科 (M4R) 4年教室	知能ロボット工学科 4年教室
2	機械工学科 (M4E) 4年教室	機械システム工学科 4年教室
3	電気工学科 (E4) 4年教室	電気電子デザイン工学科 4年教室
4	電子工学科 (D4) 4年教室	システム情報工学科 4年教室
5	応用化学科 (C4) 4年教室	環境応用化学科 4年教室

2. 募集の概要について

(1) 契約の条件

① 契約の期間：2026年4月1日から2029年3月31日（3年間固定） ※更新可

※2（4）④の優先交渉権について、契約者に付与される優先交渉権は上記表のとおりとなります。

② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途）

年間契約額の下限を50万円（税別）とした上で、申し込み時に年間契約額の希望額を提示してください。

(2) 応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者等。ただし、次の各号に掲げる者は、規程第7条の規定に基づき応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ③ 社会問題を起こしている者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）。)
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う者
- ⑧ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
- ⑩ 国税、地方税等を滞納している者
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツパートナーとなることが適当でないと本校が認める者

（3）愛称等の付与

- ① 命名する愛称等（事業者等の名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 規程第 8 条第 3 項に基づき愛称等は対象施設にふさわしいものとし、同第 4 項に基づき次に掲げるものは認められません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの。
 - ・ 本校又は本校以外の個人、団体若しくは組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの。
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの。

- ・ たばこ若しくはアルコール飲料の広告となるもの又は喫煙若しくは飲酒を促すもの。
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、愛称等として適当でないと本校が認めるもの。
- ③ 愛称等は、本校で審議の上で最終決定します。ただし、対象施設の目的・用途等を勘案し愛称等の変更を求めることがあります。
- ④ 対象施設の正式名称は変更せず愛称等を命名することとし、混乱は避けるため、ネーミングライツパートナーからの契約期間中の愛称等の変更は原則として出来ません。また、必要に応じて対象施設の正式名称を使用することがあります。

(4) その他特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細については本校と事前協議することが必要です。

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本校との協議をお願いします。
- ② 本校は、本校のホームページや刊行物等（学生便覧、学校案内など）を通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ 規程第4条に基づき、契約期間の更新を希望する場合は、その理由を付して契約期間の末日の6ヶ月前までにその旨を本校に通知することにより、優先交渉権を付与します。
- ⑤ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。（様式は任意）

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 規程第11条に基づき、サイン等の設置、維持管理、修繕及び原状回復にかかる費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 契約締結後に作成する本校のホームページや刊行物への愛称等の掲載については、本校の負担にて行います。
- ③ 愛称等の使用開始日においてサイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナーの負担とします。
- ⑤ サイン等の設置以降に学生数の増減により、教室の移管が生じる場合があります。その場合の移管作業は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

⑥サイン等の設置方法については、本校が指定した方法により設置いただきます。

(6) 募集期間

2025 年 11 月 21 日（金）～2025 年 12 月 24 日（水）

郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は本校の開校日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(7) 現地説明

現地説明を希望する場合は、事前に本要項末尾に掲げる問い合わせ先までご連絡ください。

(8) 応募時の提出書類

※複数口お申し込みの場合①の書類のみ、申込み口数分書類をご用意ください。（ただし、本公募において、契約可能な施設は 1 事業者につき 1 施設となります。）

① ネーミングライツ事業申込書（様式第 1 号）

※複数口申し込みする場合は、各施設の希望順位表を添付ください。（様式任意）

② 事業者等の概要を記載した書類

③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

④ 法人の登記事項証明書

⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

⑥ 国税、地方税等を納入していること又は滞納していないことを証する書類

(9) 選定方法

本校の運営改善会議において、応募資格、愛称案等の適格性をふまえた上で、各施設におけるネーミングライツ料の年額の大小を第一に選定を行い、同額の場合は当該施設に対して各事業者が設定した申し込み希望順、地元企業優先（市内に本店を有する事業者⇒市内に支店を有する事業者⇒それ以外）の順でネーミングライツパートナーの候補者を選定します。

なお、応募者が 1 者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かを判断します。

(10) 選定結果の通知の公表

選定結果は全ての応募者に通知します。

3. 契約の締結

本校は、ネーミングライツパートナーの候補者と協議の上、ネーミングライツに関する契約

を締結します。なお、契約書案については、要項別紙2のとおりです。

契約締結後、ネーミングライツパートナー、愛称等及び契約期間等を公表します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、契約期間年度（4月1日～翌年3月31日）の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、規程第13条及び第14条に基づき年度途中で契約が解除された場合でも納入されたネーミングライツ料は返還しません。

5. リスクの責任分担

規程第8条第2項に基づき、愛称等により第三者に損害が生じた場合の負担や第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

6. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、全て申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、神戸市公立大学法人神戸市情報公開条例の取り扱いに関する規則（2023年4月1日規則第16号）等の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- ⑤ 設置するサイン等、掲示にあたって希望がある場合はご相談ください。なお、実施にかかる費用はネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

7. スケジュール（予定）

- ① 候補者選定：2026年1月中旬
- ② 契約締結：2026年3月中旬
- ③ 看板設置：2026年3月中旬以降（4年教室の配置決定後）
- ④ 事業開始：2026年4月1日
- ⑤ ご入金期限：2026年5月末

8. 申込書の提出先及び問い合わせ先

神戸市立工業高等専門学校 総務課（ネーミングライツ担当）

〒651-2194 神戸市西区学園東町8丁目3番地

TEL：078-795-3311

2025/11/21

E-Mail : office-plan@kobe-kosen.ac.jp

※ 申込みを受け付けたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合は本校に届いていないこともありますので、確認のご連絡をお願いいたします。